

●ふるさと納税要望実績

年度	実施日	要望母体	要望先	要望内容
H 2 1	H21. 12. 2	8 県共同	総務大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与取得者の場合は、年末調整により控除できる仕組みを実現すること</li> <li>・個人住民税の特例控除額の上限（個人住民税所得割の1割）の引き上げを行うこと</li> </ul>
H 2 2	H22. 5. 26	1 6 府県共同	総務大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与取得者の場合は、年末調整により控除できる仕組みを実現すること</li> <li>・個人住民税の特例控除額の上限（個人住民税所得割の1割）の引き上げを行うこと</li> <li>・個人住民税の適用下限額（5,000 円）を所得税の適用下限額（2,000 円）にあわせ引き下げること</li> </ul>
H 2 3	H23. 7. 12	福井県	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与所得者の場合は、年末調整で控除できる仕組みを実現すること</li> <li>個人住民税の特例控除額の上限（個人住民税所得割の1割）の引上げを行うこと</li> </ul>
H 2 4	H24. 7. 26	1 2 県共同	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分離課税である退職所得についても、ふるさと納税を適用する仕組みを講じること</li> </ul>
H 2 4	H24. 8. 8	福井県	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与所得者の場合は、年末調整で控除できる仕組みを実現すること</li> <li>・個人住民税の特例控除額の上限（個人住民税所得割の1割）の引上げを行うこと</li> <li>・分離課税である退職所得についても、ふるさと納税を適用する仕組みを講じること</li> </ul>
H 2 5	H25. 6. 7	福井県	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税の特例控除額の上限を引き上げること（所得割額1割⇒2割）</li> <li>・個人住民税のふるさと納税に係る税額控除の適用下限額を引き下げること（2千円⇒1千円）</li> <li>・年末調整による控除制度を導入すること（現行は確定申告が必要）</li> <li>・通常の所得とは分離して課税される退職所得に係る個人住民税についても「ふるさと納税」の仕組みを適用すること</li> </ul>
H 2 5	H25. 8. 28	1 3 県共同	総務大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税の特例控除額の上限を引き上げること（所得割額1割⇒2割）</li> <li>・個人住民税のふるさと納税に係る税額控除の適用下限額を引き下げること（2千円⇒1千円）</li> <li>・年末調整による控除制度を導入すること（現行は確定申告が必要）</li> <li>・通常の所得とは分離して課税される退職所得に係る個人住民税についても「ふるさと納税」の仕組みを適用すること</li> </ul>

年度	実施日	要望母体	要望先	要望内容
H 2 6	H26. 6. 13	福井県	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人住民税の特例控除額の上限を引き上げること（所得割額 1 割⇒ 2 割）</li> <li>・ 個人住民税のふるさと納税に係る税額控除の適用下限額を引き下げること（2 千円⇒ 1 千円）</li> <li>・ 年末調整による控除制度を導入すること（現行は確定申告が必要）</li> <li>・ 通常の所得とは分離して課税される退職所得に係る個人住民税についても「ふるさと納税」の仕組みを適用すること</li> </ul>
H 2 6	H26. 7. 10	福井県	菅 官 房 長 官 (西川知事)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人住民税の特例控除額の上限を引き上げること（所得割額 1 割⇒ 2 割）</li> <li>・ 個人住民税のふるさと納税に係る税額控除の適用下限額を引き下げること（2 千円⇒ 1 千円）</li> <li>・ 年末調整による控除制度を導入すること（現行は確定申告が必要）</li> <li>・ 通常の所得とは分離して課税される退職所得に係る個人住民税についても「ふるさと納税」の仕組みを適用すること</li> </ul>

### ●平成23年度税制改正

- ・ 平成 24 年度分の個人住民税から、適用下限額（5,000 円）を（2,000 円）に引き下げられた。